

令和3年度戦略的MICE誘致促進事業「MICE人材育成事業」企画運営業務 企画提案コンペティションにかかるご質問への回答

掲題の件について寄せられたご質問につき、以下の通り回答いたします。

	ご質問	ご回答
1	<p>仕様書中『4.委託する業務の内容・範囲等』(1)-②における講師について。 「講師は受託事業者に所属する人材を選定しないことを原則とする。ただし、最終的な講師の決定については、受託事業者とOCVBの協議により行うものとする。」とあるが、プログラムの内容によっては受託事業者所属人材が講師を担うこともできる、と解釈してよいか。 また、受託事業者所属人材が講師を担うことができる場合の判断基準もご教示いただきたい。</p>	<p>本年度仕様書においては「講師は受託事業者に所属する人材を選定しないことを原則とする。」と定めておりますが、これは以下の理由によるものです。 ----- ①受託事業者に所属する人材が事務局業務および講師の両方を兼務する場合において、会計報告および証憑等が「事務局業務」にかかる部分と「講師謝金」にかかる部分が明確に区別されず、事業費支出の適正執行に疑義を有する可能性がある。そのような事態を防止し、適格性・透明性を確保するため。 ②研修内容が当該受託事業者の得意分野のみに偏ったり、あるいは当該事業者の宣伝またはそれに類するような内容になることを防止するため。 ----- ただし、「本年度事業における研修テーマおよび研修内容に不可欠な知見を有する者が外部人材では見つからない」、または「研修テーマ・内容について非常に卓越した知識・経験を有している」等の特段の事情があるものと認められる場合には、OCVBと協議の上で、受託事業者に所属する人材を講師として選定・登用することを例外的に認めることがあります。 なお、この場合においては、上記2点の事由が生じないようにしてください。</p>
2	<p>仕様書中『4.委託する業務の内容・範囲等』(1)-③-ウ.における研修プログラム講師の謝金について。 講師謝金にかかる金額の上限はあるか。 また、もし貴財団が定めた謝金規程等に沿って交渉を行わなければならないのであれば、同規定等にかかる資料をご提供いただきたい。</p>	<p>講師謝金にかかる費用上限については特に設けておりませんが、著しく不相当な金額にならないようご注意ください。</p>
3	<p>昨年度事業にかかる報告書やアンケート結果を現時点で共有いただくことは可能か。</p>	<p>事業報告書につきましては、非公開とすべき情報等が多く含まれているため、大変申し訳ございませんが例年公開は行っておりません。 なお、昨年度事業に関する概要等につきましては、以下のURLをご参考になさってください。 [昨年度の参加案内(おきなわMICEナビ)] https://mice.okinawastory.jp/information/post-24509/ [沖縄MICE人材育成セミナー Facebook] https://www.facebook.com/okinawa.mice.seminar/</p>

次ページに続く

ご質問	ご回答
4 本年度事業において想定される研修の参加人数はどのくらいを見込んでいるか。	概ね20～30名程度を見込んでおります。
5 仕様書中『4.委託する業務の内容・範囲等』(1)-④-イ.における「集合型研修」について。 集合型研修は、コロナ禍の状況次第で全てオンラインに切り替えることも可能か。 それとも、コロナ対策を万全に行った上で、実会場での集合研修実施を必須とするのか。	集合型研修につきまして、新型コロナウイルス感染症の流行状況、特に緊急事態宣言に基づく会合等自粛要請が発出されるような場合には、OCVBと協議の上で、実会場での集合研修を取り止め、すべてオンラインに切り替える可能性もございます。 ただし、企画提案の段階におきましては、実会場での実施を前提とした提案を行ってください。

以上